

■協力医療機関、医療機関側へのインセンティブ検討を求める 社保審

- ・厚生労働省は14日、入所者が急変した際の相談や診療に対応できる協力医療機関を介護医療院の72.4%（323施設）が設定している一方で、介護老人福祉施設（825施設）が56.6%、養護老人ホーム（512施設）は45.7%にとどまるとする調査結果を社会保障審議会・介護給付費分科会に報告した。分科会の委員からは、医療機関側へのインセンティブを検討するよう求める意見があった。
- ・この調査は、協力医療機関との連携や介護保険施設などの医療提供の実態を把握するため実施。厚労省は3月、介護報酬改定検証・研究委員会に結果を報告していた。
- ・介護医療院（323施設）は72.4%、介護老人保健施設（320施設）は70.0%が協力医療機関を設定済みで、施設の種類によって差があった。協力医療機関を設定していない介護老人福祉施設（155施設）の31.6%、養護老人ホーム（93施設）は44.1%が連携先をまだ検討していないことも分かった。
- ・協力医療機関の設定に当たり、介護老人福祉施設（146施設）の18.5%、養護老人ホーム（84施設）は19.0%が「休日・夜間の対応は困難」として提携を断られたといい、介護給付費分科会の委員からは、連携先が見つからない施設への支援を求める意見が相次いだ。
- ・大石賢吾委員（全国知事会）の代わりに参加した長崎県の担当者は、診療報酬を含む医療機関側へのインセンティブの検討を国に求めた。
- ・入所者の急変に介護施設が対応できるようにするため、国は24年度の介護報酬改定で協力医療機関の設定を施設側に義務付けた。協力医療機関は▽相談対応を行う体制▽診療を行う体制▽入所者の入院を原則として受け入れる体制（病院のみ）－の整備が必要で、一連の見直しは、3年間の経過措置を経て27年度から適用される。
- ・厚労省は、医療との連携体制のさらなる推進や27年度の報酬改定に向けた検討に今回の調査結果を活用する方針。

※詳細は下記資料をご参照ください。

第246回社会保障審議会介護給付費分科会（web会議）資料

令和7年4月14日（月）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56824.html